

職員の懲戒処分について（令和3年8月教育委員会定例会）（議案第15号関係）

No.	1
処分年月日	令和3年8月23日
処分の種類	減給1月
処分の理由	生徒に対する不適切な言動 (事件・事故の概要) 1 被処分者は、令和3年4月、同人が顧問を務める運動部の男子生徒に対し、部活動指導中に次の不適切な言動を行った。 (1) 複数の生徒に対して、「ばか」「頭悪い」等と発言した。 (2) 練習試合で、生徒がミスをした際、持っていたストップウォッチを壁に投げつけた。 (3) 練習中、生徒がミスをした際に、ボールを誰もいない方向に強く投げつけ、生徒に威圧感を与えた。
事件発生日 年 月 日	令和3年4月
被処分者の 年 齢	30歳代
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	県立高等学校
被処分者の職	教諭
備 考	県北教育事務所管内 (久慈市、二戸市、洋野町、一戸町、野田村、軽米町、九戸村)